

## 第 1 9 1 8 回 埼 玉 県 教 育 委 員 会 定 例 会

- 1 日 時 令和 3 年 1 1 月 1 5 日 ( 月 ) 午前 1 0 時 開 会  
午前 1 0 時 4 5 分 終 了
- 2 場 所 埼 玉 県 教 育 局 教 育 委 員 会 室
- 3 出 席 者 高 田 教 育 長、伊 倉 教 育 長 職 務 代 理 者、遠 藤 委 員、石 川 委 員、戸 所 委 員、坂 東 委 員、萩 原 副 教 育 長、佐 藤 教 育 総 務 部 長、日 吉 県 立 学 校 部 長、石 井 市 町 村 支 援 部 長、関 根 財 務 課 長、小 西 生 徒 指 導 課 長、小 谷 野 生 涯 学 習 推 進 課 長  
栗 原 書 記 長、岩 崎 書 記、原 口 書 記
- 4 会 議 の 主 宰 者 高 田 教 育 長
- 5 会 議
- (1) 前 回 議 事 録 の 承 認
- 全 出 席 委 員 異 議 な く 本 件 記 載 ど お り 承 認
  - 高 田 教 育 長 が、石 川 委 員 を 議 事 録 の 署 名 者 に 指 名 し た。
- (2) 報 告 事 項
- ア 県 議 会 令 和 3 年 9 月 定 例 会 概 要 に つ い て
- 関 根 財 務 課 長 ( 提 出 理 由、会 期、本 会 議 の 質 問、付 託 議 案、文 教 委 員 会 に お け る 報 告 事 項 に つ い て 説 明 )
- イ 令 和 2 年 度 埼 玉 県 公 立 学 校 に お け る 児 童 生 徒 の 問 題 行 動 ・ 不 登 校 等 生 徒 指 導 上 の 諸 課 題 に 関 す る 調 査 結 果 に つ い て
- 小 西 生 徒 指 導 課 長 ( 提 出 理 由、調 査 の 趣 旨、調 査 対 象 期 間、調 査 項 目、調 査 対 象 及 び 調 査 結 果 の 概 要 に つ い て 説 明 )
- 伊 倉 教 育 長 職 務 代 理 者 埼 玉 県 が こ の よ う な い ろ ろ な 施 策 を 行 っ て い る こ と に つ い て、非 常 に あ り が た い と 一 保 護 者 と し て 思 っ て お り ま す。い ろ ろ な 施 策

の中で、状況を把握し、早期発見早期解決というのがやはり一番効果的なことだと思っております。十数年、地域でNPO活動を行っている中で、小学校時代は大丈夫だったけれども、中学校で不登校になる子が非常に多いと感じております。先ほどの説明で社会が許容していたり、違う居場所ができたりという、プラスの面ももちろんありますが、私が見ている限り、いったん不登校になってしまうと、その後高校に行き、大学生世代になったとしても、必ずしも良い方向にはいっていないことが多いと実感しています。不登校にさせないという施策が非常に重要だと思っております。特に現場の先生方が一人でそれに対応するのは非常にストレスであり、児童生徒を不登校にしてしまったら、先生も更にストレスを抱えてしまうことになるかと想像します。是非、早期発見したり解決したりできるよう管理職も含めて、現場の先生方をサポートするような手立てを更に打ってほしいと感じます。現場の先生方は相当対応されていますが、一人で何十人という全ての生徒たちを見ることは大変であり、もしその子どもたちが仮に自殺でもしてしまうと、先生はそのことを背負ってずっとその後の教育活動に携わっていかなくてはならないこともつらいだろうと思います。是非、早期発見早期解決に向けて、現場だけではなくて教育委員会として先生方をサポートするような施策をお願いしたいと感じました。また、東京大学大学院との連携協定に基づくメンタルヘルスリテラシーの向上に向けた取組は先日の教育委員会で報告を受けましたが、保護者にとってもとても分かりやすく、家庭の方で子供たちを具体的にサポートしやすいと思いましたので、更に活用して広げていただきたいと感じました。

小西生徒指導課長 1点目の不登校の関係ですが、先生方へのサポートが大事だという御指摘ですが、我々もまさにそのとおりであると考えております。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといったいわゆる専門家の配置を行うことによる校内の教育相談体制の充実にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。それから自殺について、東京大学大学院と進めております取組は、我々としても非常に有効な取組であると考えており、しっかりと進めてまいります。

戸所委員 いろいろな施策など県として動いていることをお聞きして、総合的に取り組まれていると感じております。自殺や不登校について増えたとの結果が出ておりますが、これは全体の傾向ですのでそれぞれの個別の様々な事情があって、当然に一律に考えることは難しいと思います。そのため、「6 調査結果」に基づいてどのようにしていくかということが記載していますが、例えば、今、県として取り組んでいる一人で悩まずに誰かに相談しようというものがあると思いますが、小・中・高等学校で何かあったら一人で悩まずに何でもいいので電話をしてください、たった一つの生命を大切にしましょうというものがあります。この電話相談には、相当数の電話が入って対応や指導をされているのでしょうか。できれば件数などや、具体的にこのように動いているといった実態があれば教えてください。

小西生徒指導課長 相談の関係ですが、電話相談とSNS相談を用意しております。学校のカウンセラーや先生に相談ができない、相談をすることに少し壁があるといった児童生徒に対して学校以外の相談の場所を用意しようということで取り組んでおります。電話教育相談については、令和2年度では1万件弱の相談がありました。SNS相談については、1,200件程度の相談がありました。このようないろいろなチャンネルを用意することで児童生徒の悩みをなるべく広く拾い上げられるような取組を進めていきたいと考えているところです。

戸所委員 児童生徒の相談窓口ということでは、かなり確立されていると理解しました。今後ともこれも含めて更に取組を増やしていければと感じました。

遠藤委員 高等学校の中途退学者が減っていることは、好ましいことだと思います。引き続き、埼玉県では、中途退学者数が減少してもらえればと思います。一方、暴力行為やいじめは増えていますが、中途退学との関連性など考えるところはあるのでしょうか。

小西生徒指導課長 1点目の中途退学についてですが、引き続き様々な支援を行っていくことで中途退学の防止に努めていきたいと考えています。それから、暴力行為といじめは、暴力行為の数は減少しておりますが、いじめは増加した

という調査結果となっております。こちらは小学校の件数が増加したことが全体へ影響しました。委員御指摘のとおり、コロナの影響もあって、特に小学校は発達が未熟な児童に対して先生方が丁寧な見守りを行った結果、いじめの認知件数として増加したのではないかと考えています。実態は、冷やかしやからかいといった、程度の軽いものも積極的に認知をして、重大化させないように取り組んだ結果と考えております。引き続き、しっかりと認知を行って早期発見早期対応につなげていけるような指導、支援に取り組んでいきます。

遠藤委員 先ほども言ったとおり、高等学校の中途退学者は減少しており好ましいことだが、私が勤めている高等教育の方は逆の現象を示しているので、調査してみなければと感じました。

石川委員 不登校と中途退学についてですが、中途退学は義務教育は除かれて高校生のみということになりますが、高校生の場合は、中途退学してもいわゆる受け皿、例えば通信制であったり、埼玉県であれば吹上秋桜高校であったり、いろいろと本人の環境に合わせた選択肢があると思います。一方で、義務教育である小中学校では中途退学というのはあり得ないわけですが、そうすると例えば不登校などで、他の学校に移るなどはなかなか難しいような気がします。ただ、小学校や中学校を転校するというようなことも聞いたことがあります。実際にはそのような受け皿というもの、環境を新たなものに変えてあげて登校できるようなかたちにする方策は、具体的にはどのようなものが義務教育段階ではあるのでしょうか。

小西生徒指導課長 不登校の関係ですが、小中学校の場合は指定校の変更という制度があります。これは、通常は通う学校は市町村教育委員会が指定するわけですが、例えばいじめによって不登校になってしまったといった場合、各市町村教育委員会がA中学校からB中学校に変えるという仕組みです。それから中途退学についてですが、いわゆる受け皿のようなものはあります。先ほど、吹上秋桜高校のお話もありましたけれども、そういった環境に配慮した学校も用意しております。

高田教育長 義務教育段階ですと、それぞれの市町村教育委員会で適応指導教室

なども準備をしているところもあり、学校には行けないけれども、適応指導教室に週に何回か通うなど、そのようなところで勉強の補充をするなどのことは行っております。あるいは、いろいろなNPOなどでフリースクールを行ってらっしゃるところもあり、そのようなところで学校に通えない部分の埋め合わせ、活動の場や居場所の確保につながっているということはあると思います。

遠藤委員 不登校の関係ですが、中学校の不登校数は増えていて、高等学校が減少していますが、この関係についてはどのように捉えていますか。

小西生徒指導課長 小・中学校は、教育機会確保法の背景もあって、全国的な傾向も同様なのですが、増加している状況もあります。高等学校が減少していることについては、全国的に減少傾向にあるようですが、高等学校の場合は出席するということが卒業することにとっては大事なポイントになっています。そういったことで、先生方が粘り強く非常に丁寧に対応していると考えております。高校での取組もよく確認をしながら、小・中学校の取組等にも生かしていければと考えております。

伊倉教育長職務代理者 今の遠藤委員の発言に関連してのことですが、保護者としての実感なのですが、公立の小・中学校の場合は、子供たちは地域の学校に好むと好まないにかかわらず行き、中には相性があまりよくない子ともずっと一緒にいなければいけないのですけれども、高校はある程度自分で選び、学力的にも環境的にも何となく似た子たちが集まっているように感じます。そのような意味では、小・中学校では学校に居づらかった子も高校に行って初めて自分の居場所を見つけたという子も多く、一緒にいる子たちの中でも高校から輝き出したという子も割と多いです。そのようなことも不登校のグラフに関連しているのかなと感じています。

高田教育長 資料4ページの「3 不登校」のところですが、一般的な感覚ですと、小学生よりも中学生、中学生よりも高校生の方が不登校になる子供が多いのではないかという印象がありますが、むしろ高校の方が減っている現状です。小・中学校の不登校が増えており、資料の下に主な理由がありますが、要因の1位は両方ともなんとなくぼんやりしてしまう「無気力・不安」が半分以上を

占めています。昨年はコロナの影響で学校が3月、4月、5月に休校していた状況にあり、さらに時差通学も増えましたが、昨年は通常の教育活動とは異なる一年間を過ごしておりました。いじめの認知件数などを見ますと、新学期の4月、5月は休校で、その後6月から子供たちが新しい学年、新しいクラスになって登校しだしたときに、ちょっといざこざがあったというようなことでも、しっかりと見届けることで認知件数が小学校などは上がったということもあったのかもしれませんが。そのような意味では、今後の傾向について、今年度は昨年度の傾向が引き続いているのか、昨年度の特異な現象が何かあったのか、注意深くこの後の推移を見ていかなければならないといけないと思っております。教育機会確保法という法律ができたということはあるのですが、それだからといって学校には行かなくてもよいということを全面的に支援、指示しているということはないかと思えます。小・中学校段階で学校になんとか通いたくないという子供たちがいるということは決して好ましいことではありません。引き続き学校が楽しく、かつ安全な場であり続けられるようにしっかりと市町村教育委員会と連携を取りながら進めていきたいと思っております。

坂東委員 不登校についてですが、小・中学校の児童生徒で、一人で家にいる児童生徒の比率はどのくらいでしょうか。身体症状で病院に来る方などの話ですと、5年生くらいの子を一日中一人で置いていますとおっしゃるお母さんがおります。高校生であれば、一人で家にも安全な部分はあると思えますが。後ほど結構ですので、数字を教えてくださいと思います。そういった子の安全を社会で守っていかないといけないなと感じました。

高田教育長 後ほど少し整理をさせていただいて、分かり次第御報告をさせていただきます。

### (3) 次回委員会の開催予定について

11月24日(水) 午前10時

<非公開会議結果>

第 8 7 号議案 県議会令和 3 年 1 2 月定例会提出予定案件について  
県議会令和 3 年 1 2 月定例会提出予定案件の原案を決定しました。

第 8 8 号議案 県議会令和 3 年 1 2 月定例会提出予定案件について  
県議会令和 3 年 1 2 月定例会提出予定案件の原案を決定しました。